

議案第 6 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 5 月 2 1 日提出

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

提案理由 人事院において、被害者参加人として裁判所等に出頭する場合も特別休暇（証人等としての官公署への出頭）の対象とすることとなったことに伴い、国との均衡を図るため、関係規定を改める必要があるので、この議案を提出する。

# 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について(概要)

## 1 改正理由

本年3月に閣議決定された第5次犯罪被害者等基本計画において「国の行政機関における犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・検討」の施策が盛り込まれた。

それを受け人事院において、現行制度上、刑事訴訟法の規定により、犯罪被害者等が被害者参加人（殺人、傷害等の一定の刑事事件の被害者やその配偶者、親族であって、刑事裁判への参加を許可された者）として裁判所等に出頭する場合は、特別休暇（証人等としての官公署への出頭）の対象外であったが、これらの背景を踏まえ、被害者参加人として裁判所等に出頭する場合も当該休暇の対象とすることとなった。

地方公務員においても、同様の措置を講じるよう総務省より求められていることから、国家公務員に準じて以下のとおり関係規則の一部を改正するもの。

## 2 改正規則

- (1) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則
- (2) 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則
- (3) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

## 3 改正の内容

- (1) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則  
別表第4（第16条関係）  
「2 証人等としての官公署への出頭」の備考に「被害者参加人」を追加する。
- (2) 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則  
別表第3（第16条、第18条関係）  
「2 証人等としての官公署への出頭」の備考に「被害者参加人」を追加する。
- (3) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則  
別表第3（第15条、第17条関係）  
「2 証人等としての官公署への出頭」の備考に「被害者参加人」を追加する。

## 4 適用日

令和8年6月1日 ※国(人事院規則)の公布・施行が令和8年6月1日予定であり、それを受けて本市でも公布するため、施行日は公布日と同日とし、適用日は遡って令和8年6月1日とする。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 2 9 年北九州市教育委員会規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 2 の項備考の欄中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

(北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和 2 年北九州市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 2 の項備考の欄中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第 3 条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和 2 年北九州市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 2 の項備考の欄中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則、北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の規定は、令和 8 年 6 月 1

日から適用する。

参考

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則新旧対照表（第1条関係）

新			旧		
別表第4（第16条関係）			別表第4（第16条関係）		
特別休暇の基準			特別休暇の基準		
理由	期間又は日数	備考	理由	期間又は日数	備考
略			略		
2 証人等としての官公署への出頭	略	裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人</u> 等として国会、裁判所、地方公共団体の議会、人事委員会その他の官公署に出頭する場合に与えられるものとする。	2 証人等としての官公署への出頭	略	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会、人事委員会その他の官公署に出頭する場合に与えられるものとする。
略			略		

北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表（第2条関係）

新				旧			
別表第3（第16条、第18条関係）				別表第3（第16条、第18条関係）			
特別休暇の基準				特別休暇の基準			
理由	有給又は 無給の別	期間又は日数	備考	理由	有給又は 無給の別	期間又は日数	備考
略				略			
2 証人等 としての 官公署へ の出頭	略	略	裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人</u> 等として裁判所、国会、地方公共団体の議会、人事委員会その他の官公署に出頭する場合に与えられるものとする。	2 証人等 としての 官公署へ の出頭	略	略	裁判員、証人、鑑定人、参考人等 として裁判所、国会、地方公共団 体の議会、人事委員会その他の官 公署に出頭する場合に与えられる ものとする。
略				略			

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表（第3条関係）

新				旧			
別表第3（第15条、第17条関係）				別表第3（第15条、第17条関係）			
特別休暇の基準				特別休暇の基準			
理由	有給又は 無給の別	期間又は日数	備考	理由	有給又は 無給の別	期間又は日数	備考
略				略			
2 証人等 としての 官公署へ の出頭	略	略	裁判員、証人、鑑定人、参考人、 <u>被害者参加人</u> 等として裁判所、国会、地方公共団体の議会、人事委員会その他の官公署に出頭する場合に与えられるものとする。	2 証人等 としての 官公署へ の出頭	略	略	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として裁判所、国会、地方公共団体の議会、人事委員会その他の官公署に出頭する場合に与えられるものとする。
略				略			